

○財務省告示第八十九号

(明治二十九年法律第五号)

第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により平成二十一年二月九日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

財務大臣 与謝野馨

(別表)

回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	動券利・へ付物國年価庫)連債	称国債の名
回	第四回	回	第三回	回	回	回	回	回	回	第二回	記号	
五億円	十三億円	七億円	十五億円	十六億円	三十億円	五億円	十三億円	十億円	四十億円	十五億円	総額面金額の	
八十六円二十二銭	八十六円二銭	八十七円九十八銭	八十七円九十五銭	九十二円六十八銭	九十二円六十七銭	九十二円六十五銭	九十二円六十二銭	九十二円六十銭	九十二円五十銭	九十二円四十二銭	た額り面金額百円相当	



合	〃	〃	〃	〃	〃
計	第 十 六 回	〃	〃	第 十 一 回	第 十 回
億九 円百 九 十 三	億二 円百 四 十 五	三十 億 円	六十 億 円	円百 三 十一 億	五十 億 円
	八 十九 円 三 十二 錢	八 十九 円 四 十 錢	八 十九 円 三 十六 錢	八 十九 円 二 十七 錢	八 十八 円 六 十九 錢